

マイナンバー(共通番号) 違憲訴訟@神奈川

第7回期日のご案内



- ★ 2018年3月29日(木) 16時開廷
- ★ 横浜地方裁判所 101号法廷
- ★ 集合 15時40分までにお集まりください。
- ★ 報告集会(裁判終了後) 横浜開港記念会館 6号室

お知らせ

3月から裁判所の入り口が日本大通り側(開港記念会館と反対側)のみになりました。ゲート式の金属探知機等を用いた所持品検査が行なわれます。

傍聴支援のお願い

◆第6回口頭弁論(2017年12月21日)

代理人の意見陳述は小賀坂弁護士が行ないました。「住基ネット違憲訴訟最高裁判決は合憲と判断されたが、番号制に適用できる判断も示されている。プライバシー権が無制限に保護されるものでなく公共の福祉の制約を受けるものとして、その制約が憲法上許容されるのか否かを審査する『違憲審査基準』や憲法上強要される合理的「理由」と安全性を担保するシステムの『構造』についても判断している。これらに照らして判断すると番号制の違憲性は動かしがたい。」と主張しました。

原告の意見陳述は「米国の元NSA・CIA職員だったエドワード・スノーデンが主張しているように『プライバシーとは個であり、個人の権利の源』である。番号制はプライバシーを丸裸にする制度で個人の尊重・幸福追求権を保障する憲法13条に反している。」と述べました。

◆マイナンバー(共通番号)違憲訴訟

本人同意のない個人情報の収集・利用は、憲法13条が保障するプライバシー権の侵害にあたるとして2016年3月24日、国を相手に201人で提訴しました。9月には二次提訴を行い19人が加わり、220人の大原告団となっています。私たちが求めているのは、

- (1) 制度運用の差し止め
(番号の収集・利用・提供・保存)
- (2) 個人番号の削除
- (3) 損害賠償(一人あたり11万円)

◆なぜ、裁判か！

マイナンバー(共通番号)制度は、国が効かずに個人情報を収集し利用する一元管理であり、国民総背番号制ともいえます。情報漏えいの危険性が大きく、情報の名寄せによってプライバシーが丸裸にされてしまいます。

裁判は制度に組込まれていくことへの抵抗としての意思表示です。様々な立場や角度から制度の危険性や問題点を明らかにして「私たちは、共通番号もカードもいらない！番号なんかで管理されたくない！」と訴え、同時に世論喚起していきたいと思えます。

★第7回期日 傍聴のお願い！

2017年12月4日、10人が第3次提訴し、原告数が230名になりました。傍聴の抽選が行なわれなくなっています。訴訟にける思いを裁判長と被告・国に示していきたいと思えます。傍聴へのご協力をお願いします。



連絡先: マイナンバー(共通番号) 違憲訴訟神奈川 原告団・弁護団
080-5052-0270 (宮崎)

<http://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>